

さざんか新北島協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第 1 条

本会は、さざんか新北島協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を新北島5丁目3番33号 新北島会館内に置く。

(活動区域)

第 2 条

本会の活動の対象とする区域は、新北島地域（新北島1・2・3・4・5・6・7・8丁目）とする。

(目的)

第 3 条

本会は、新北島地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第 4 条

本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う構成団体をもって構成する。
2 本会へ新たに参加を希望する個人及び団体は、第23条に定める本会の構成団体「新北まちづくり有志連」に一旦所属するものとする。

(活動)

第 5 条

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関する事。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関する事。
- (7) 環境美化に関する事。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事。

- 2 本会は次の活動は行わないものとする。
- (1) 利益の個人への配分等を伴う、営利を目的とする活動。
 - (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

第2章 役員及び監事

(役員及び監事)

第 6 条

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3～6名
- (3) 部会長 各1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 副会計 1名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 事務次長 1名
- (8) 監 事 2名

(役員等の選任)

第 7 条

会長及び監事は、運営委員会において互選にて選任する。

- 2 副会長、会計、副会計、事務局長、事務次長は、会長が推薦し運営委員会で承認を得る。会長からの推薦がなき場合は、運営委員会において互選にて選任する。
- 3 部会長は、各部会において互選にて選任する。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第 8 条

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会長はそれぞれの部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 5 副会計は、本会の会計事務を補佐する。
- 6 事務局長は、本会の事務局を統括する。
- 7 事務次長は、本会の事務局を補佐する。

7 監事は、本会の会計及び業務執行を監査する。

(常任役員会)

第 9 条

常任役員会は、必要に応じて開催し、運営委員会の審議に必要な事項を討議する。

- 2 常任役員会は、会長、副会長、各部会長、会計、事務局長をもって構成する。
- 2 常任役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員等の任期)

第 10 条

役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長の連続しての任期は、8年間までとする。ただし、期を空けての再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、初年度のみ、平成25年4月1日～26年3月31日とする。次期より他団体の任期と合わせる。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第 11 条

運営委員会は、第6条に定める役員、及び別紙に定める構成団体の代表者、及び会長が指定して運営委員会において承認された本会の構成団体の構成員若干名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

(運営委員会の議決事項)

第 12 条

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項。
- (2) 役員等の選任に関する事項。
- (3) 新北島地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項。
- (4) 部会の新設及び統廃合に関する事項。
- (5) 専門委員会の新設及び統廃合に関する事項。
- (6) 新たな構成団体の参加登録に関する事項。
- (7) 構成団体及び役員、及び構成員の解任または除名に関する事項。
- (8) その他、会務上必要な事項。

(運営委員会の開催)

第 13 条

運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第 14 条

運営委員会の議長は、会長または会長が指名した副会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第 15 条

運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第 16 条

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の委任等)

第 17 条

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、委任をもって他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したもののみなす。

(運営委員会の議事録の作成)

第 18 条

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（委任状提出者数を含む。）。
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(運営委員会の議事録の公開)

第 19 条

活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）又は地域の関係者から運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

- 2 前項の場合において、議事録に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれてい

る場合には、会長は当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

- 3 議事録の閲覧の際、会長は、請求者の住所、氏名、及び閲覧目的を記載した閲覧記録を作成する。閲覧記録の閲覧に関する取扱いは、議事録に準ずる。

第4章 部会・専門委員会及び構成団体

(部会の設置)

第20条

会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第21条

本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 総務・広報 部会

本会の総務・広報、自主財源獲得に関する事業。

(2) 福祉・健康 部会

本会の福祉や健康、高齢者に関する事業。

(3) 育成・学習 部会

本会の子ども青少年の育成、体育・生涯学習に関する事業。

(4) 安全・環境 部会

本会の安全・環境に関する事業。

(5) 交流・参画 部会

本会の地域住民の交流・参画に関する事業。

2 本会の構成団体は、(1)～(5)のいずれかの関連する部会に所属するものとする。

3 本会の構成団体は、必要に応じて他の部会の会議等に出席・参画することができる。

4 各部会に、部会長1名、副部会長1～3名、書記1名を置き、必要に応じて会計を置く。

5 部会長及び副部会長は、部会構成団体の中から選出し、運営委員会にて承認する。

6 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

8 部会長、副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

9 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

10 部会は、次の事項を審議議決する。

(1) 本会の事業を担当する、管轄する構成団体の予算及び事業計画案の策定に関する事項。

(2) 本会の事業を担当する、管轄する構成団体の決算及び実績報告案に関する事項。

(3) 部会が担当する事業分野の遂行のため、構成団体の活動内容の調整。

(4) 運営委員会または役員会に付議すべき事項。

(5) 運営委員会または役員会から審議を依頼された事項。

(6) その他、運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること。

1 1 部会長は、部会の検討経過及び結果について会議録を添え、会長に報告するものとする。

(専門委員会の設置)

第 22 条

会長は、本会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、専門的な事項について活動を行う専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、次の者を構成員とする。

(1) 本会の所属団体の構成員で、各事業の趣旨に賛同する者。

(2) その他、本会の所属団体の構成員で、会長が認める者。

3 各専門委員会は、第 21 条 1 項に定めるいずれかの関連する部会に所属するものとする。

4 各専門委員会には、委員長 1 名、副委員長 2～3 名、書記 1 名を置き、必要に応じて会計を置く。

5 各専門委員会の専門役員は、構成員の中から互選により選任する。

6 委員長は専門委員会の会務を総括し、専門委員会の議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

8 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(新北まちづくり有志連の設置)

第 23 条

新北島地域の有志のまちづくりボランティア団体として、本会の構成団体に「新北まちづくり有志連」(以下、「有志連」という。)を設置する。

2 本会の活動の目的に賛同して新たに参加を希望する個人は、有志連に所属し、有志連の構成員として本会の活動に参画できるものとする。

3 本会の活動の目的に賛同して新たに参加を希望する団体は、有志連に所属し、有志連の構成団体として本会の活動に参画できるものとする。

4 有志連に所属する団体が本会の構成団体として参加を希望する場合は、有志連において構成団体として 1 年間以上の活動実績を得たことを条件として、運営委員会にて承認議決を諮るものとする。

第 5 章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第 24 条

本会の事業計画及び予算は、第 21 条 4 項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 25 条

本会の事業報告及び決算は、第 21 条 4 項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民又は地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(経費の支弁)

第 26 条

本会の経費は、補助金、寄付金及びその他収入をもって支弁する。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 27 条

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 地域住民、又は地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。
- 3 会計帳簿の閲覧の際、会長は、請求者の住所、氏名、及び閲覧目的を記載した閲覧記録を作成する。閲覧記録の閲覧に関する取扱いは、議事録に準ずる。

(事業年度)

第 28 条

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 事務局

(事務局体制)

第 29 条

本会は、円滑な協議会運営の事務を行うため、事務局機能を設置する。

- 2 事務局機能は、新北島会館内に置く。
- 3 事務局業務に事務局長及び事務次長を置き、必要に応じて事務局支援員を組織する。

(事務局の業務)

第 30 条

事務局は以下の活動を行う。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告作成に関する会長の補佐。
- (2) 運営委員会及び役員会の招集に関する会長の補佐。
- (3) 運営委員会議事録の作成、及び議事録閲覧記録の作成。

第7章 解任及び除名

(解任及び除名)

第 31 条

本会の構成団体の構成員、及び役員等や運営委員が、構成団体の構成員、及び役員等や運営委員としてふさわしくない行為を行ったときは、当該者の弁明を聴取のうえ、運営委員会の3分の2以上の同意により、これを除名又は解任することができる。ただし、当該者が弁明を拒否したものと認められる場合は、弁明聴取の手続きを省略することができる。

- 2 本会の構成団体が、本会の事業運営を阻害すること及びこの規約の規定に反することをを行ったと認められるときは、当該団体を本会から除名することができる。この場合において前項に定める手続きを準用する。

(反社会的勢力の排除)

第 32 条

次に掲げる事項に該当する個人及び団体は、本会への加入ができないものとする。また加入後であっても、次に掲げる事項が判明した場合は当該構成団体または構成員を除名することができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団関係団体（関係者）、いわゆる総会屋、社会的標榜団体、政治活動標榜団体その他反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」という。）またはそのおそれがある者及び団体。
- (2) 前項（1）と同等の者か支配力を有すると認められる者が暴力団等またはそのおそれがある者及び団体。
- (3) 本会の他の構成団体または構成員に対し本会の活動を妨げ、または妨げるおそれがある者及び団体。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第 33 条

この規約は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意を経なければ変更できない。

第9章 雑則

(委任)

第 34 条

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

- ・この規約は、平成 25 年 3 月 10 日から施行する。
- ・この規約は、令和 4 年 9 月 17 日に改正し、施行する。
- ・この規約は、令和 5 年 3 月 25 日に改正し、同年 7 月 1 日から施行する。

構成団体等に関する名簿

さざんか新北島協議会

	構成団体等の名称		構成団体等の名称
1	新北島連合振興町会	21	校下子ども会
2	新北島南町会	22	中学校PTA
3	新北島北町会	23	小学校PTA
4	新北島コーポ町会	24	校区はぐくみネット
5	新北島第1町会	25	憩いの家運営委員会 新北島会館
6	新北島第2町会	26	憩いの家運営委員会 南公園会館
7	新北島第3町会	27	小学校体育施設開放委員会
8	新北島第4町会	28	中学校体育施設開放委員会
9	新北島中町会	29	新北島盆踊り実行委員会
10	新北島西町会	30	新北島ふれあいまつり実行委員会
11	連合振興町会 女性部	31	広報・自主財源委員会
12	地区社会福祉協議会	32	防災・防犯対策委員会
13	食事・サービス委員会	33	街角美化・環境委員会
14	地域ネットワーク委員会	34	新北まちづくり有志連
15	青少年指導員連絡協議会	35	
16	青少年福祉委員会	36	
17	生涯学習ルーム運営委員会	37	
18	民生児童委員協議会	38	
19	青少年育成推進会議	39	
20	新北島老人クラブ	40	